



バラの会
まつさか まさお
松坂 昌應 議員

『文化課』の設置を！

Q この度の文化財（島原城外廓櫓台石垣）消失の評価と反省点は。

A 島原市教育委員会の不手際。深くお詫び。社会教育課職員の資質、職員同士の連携が欠けていた。

Q 専門学芸員数の状況。隣市と比較してどうか。

A 島原市は現在3名。もともと4名だったので、現在、募集中。雲仙市は4名、南島原市は9名。

Q 専門に任せきりで過重労働になっていないか。「文化課（文化財課）」を設置してはどうか。

A 過重労働とは認識していない。島原市文化財保護審議会からも、組織構造に問題ありとして、「文化財課」の必要性を言われている。検討したい。

市役所問題

Q この度の追加工事議案で、議場と傍聴席の間に透明パネル400万円の設置が提案された。議会側からそのような要望はしていない。

A 議席と傍聴席が接近しているため、（床面）高さ確保の要望はあった。公正な審議を保つため、また、落下転倒防止の観点からガラスパネルの設置となった。

Q 今さら、市民と議会を隔てるようなことをやる時代ですか？

（ストレッチャー型車椅子にも対応できる理想的なトイレなど）時代を先取りして行きましようよ。

A 充分検討してきた。もう完成を待つところに来ている。

【その他の質問項目】

◇文化会館存続問題

◇湧くわく商品券問題

◇町内会（自治会）加入促進



委員会活動報告

本会議で付託された議案等について、**総務委員会・産業建設委員会・教育厚生委員会・予算審査特別委員会**及び懲罰特別委員会を開き、審査等を行いましたので、その概要をお知らせします。【可決・否決】については、委員会での審査結果です。（議決結果は2頁に掲載）
なお、各議案の内容（ピックアップ）については、一部掲載です。

総務委員会

審査件数6件

●第51号 島原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例【可決】

pick up

島原市消防団員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人を削除する

Q 現団員で成年被後見人の対象者はいるのか。

A 団員になる場合は、各分団から推薦を受け市長の承認を得て団長が任命するが、現在、該当者はいない。

次の第57号議案から第59号議案については、市庁舎整備事業にかかる議案であり、関連があるため一括して審査しております。

●第57号 建設工事請負契約の一部変更について（庁舎建設…建築主体）【否決】

pick up

契約金額の変更
現契約額 29億6760万9960円
変更後の額 29億8737万4760円
（1976万4800円増）



新庁舎本体建設工事の様子

●第58号 建設工事請負契約の一部変更について（庁舎建設…電気設備）【可決】

pick up	
契約金額の変更 現契約額	5億1809万8680円
変更後の額	5億1732万7560円 (77万1120円減)

●第59号 建設工事請負契約の一部変更について（庁舎建設…空調設備）【可決】

pick up	
契約金額の変更 現契約額	3億8659万8960円
変更後の額	3億8619万7200円 (40万8240円減)

●建築主体工事の約730万円増額の内訳は。

A 電気を使わない自動ドアへの変更に約200万円、議場傍聴席転落防止パネルの追加に約400万円、エントランスホール等の仕上げの変更などが約130万円である。

Q 議場傍聴席の最前列は記者席だが、どの部分からの転落防止なのか。

A 記者席には約45センチメートルのテーブルが付いているが、最前列の両脇、記者席の両隣のスペースは、障がい者、車椅子の方でも行けるようテーブルはなく、腰壁に接している。その部分の転落防止である。

●請願第3号 「核兵器禁止条約」に関する請願【不採択】

【反対討論】日本が核の傘下にあるという部分で、国としてはこの条約には署名できない状況だと判断している。

【賛成討論】唯一の被爆国として、日本がきちんとした姿勢を出していないと、このことは前に進まない。被爆県の中の一自治体として、国に対して求めていきたい。

●請願第4号 国に対し「2019年10月からの消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」の提出を求める請願【不採択】

Q 今回の増税は、医療、介護、年金のほか、子育てにも対応していくとされている。増税しない場合は、財源をどこから見つけてくるのか。

A 今回最大となった防衛費や法人税を見直さなければならぬのではないのか。（紹介議員答弁）

産業建設委員会

審査件数3件

●第52号 島原市水道事業給水条例の一部を改正する条例【可決】

pick up	
指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料を1件につき5千円を徴収する	

Q 給水装置工事事業者の指定を、5年に一度更新することだが、法施行日の10月1日から一斉に更新するのか。

A 指定店の登録は平成10年から始まり、その時の登録業者は38社であったが、現在は市内66社、市外89社の計155社である。更新については登録年に応じた経過措置が設けられている。

●第63号 平成30年度島原市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算【認定】

pick up	
歳入決算額	1億3780万9085円
歳出決算額	1億2763万6655円
繰越決算額	1017万2430円

Q 収入未済について、時効が成立しない対応はしているのか。また、時効中断の条件はあるのか。

A 時効にならないよう裁判所に時効中断の申し入れをしている。債権があることを本人がわかっていれば、債務は継続するので、定期的に納入の催促を行っている。

Q 新たな未収はないのか。未収金が発生しないような努力はしているのか。

A 新たな未収は現在はない。6月定例会において、3カ月滞納の場合には給湯を停止するという条例改正を行った。



飲泉所（しんわの泉）

●第65号 島原市水道事業会計剰余金の処分及び決算【原案可決及び認定】

pick up	
収益的収入	8億4553万911円
収益的支出	6億8646万8686円
差引	1億5906万2225円
資本的収入	2億9983万4702円
資本的支出	5億2473万8794円
差引	△2億2490万4092円

Q 上の原浄水場及び安中配水池の耐震化事業の進捗状況は。

A 新設する上の原浄水場に、白土湖近くの水源から原水を送る管の布設を行っている。新設する用地については、今後、造成にとりかかる。

Q 安中地区の給水温度上昇改善のための放流はどのくらいか。

A 本年度は120日間放流したが、放流総量は約2万8000トンである。上の原浄水場から新設する安中配水池に送り込む計画をしている。



上の原浄水場の完成イメージ図

教育厚生委員会

審査件数7件

●第53号 島原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例【可決】

pick up 本市が貸付けを行う災害援護資金について、関係法律等が償還金の支払猶予及び免除対象範囲が拡大されたことなどにより、この条例について所要の改正を行う

Q この制度の活用状況は。

A 災害弔慰金等の支給については、災害救助法の指定を受けた区域が、該当することになる。本市では、雲仙・普賢岳噴火災害のときに、災害援護資金を支給した経緯がある。

●第54号 島原市保育所設置条例の一部を改正する条例【可決】

pick up 10月から
三会保育園に入所する3歳以上の児童の保育料が無料

Q 幼児教育・保育の無償化に伴う法律等の改正で本市の負担額は。

A 来年度においては、負担割合が従来のように国が2分の1、県・市が各4分の1となるため、市の負担が7800万円程度、軽くなる。

Q 三会保育園以外の市内の園の児童の保育料の無償化の法的根拠は。

A 私立保育所と認定こども園については、子ども・子育て支援法が法的根拠となる。



給食を楽しむ清華こども園の園児

●第55号 島原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例【可決】

Q 対象となる家庭的保育事業者は現在はいないとのことだが、今後は。

A この事業は待機児童が多い自治体の保育をカバーするための制度であり、本市では待機児童がいないので、今後についても認可の可能性はほとんどない状況である。

●第56号 島原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例【可決】

pick up 10月から
保育料の一部として支払いをしていた「副食費」を、施設が保護者から徴収することができる

Q 食事の提供に関する費用の取り扱いの変更なのか。

A 保育認定の3歳以上の副食費を新たに徴収するための改正である。

※島原市では、3歳児から5歳児の副食費について4500円を上限として補助します。（13ページの上段に掲載）

●第62号 平成30年度島原市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算【認定】

pick up	
歳入決算額	69億6647万8834円
歳出決算額	69億4712万9123円
繰越決算額	1934万9711円

Q 平成30年度から国保事業が都道府県化となったが、前年度との違いは。
 A 都道府県化に伴い、決算額として約12億数千円が減額。主な要因は高額医療費の共同事業、保険財政共同安定化事業の廃止、国庫支出金が県へ直接入るようになったことが挙げられる。

Q ジェネリック医薬品の医療費削減の効果は。

A 平成30年度において数量のシェアが76・2%、推計で約2億4100万円の効果が上がっている。



●第64号 平成30年度島原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算【認定】

pick up	
歳入決算額	6億2000万2331円
歳出決算額	6億533万9743円
繰越決算額	1466万2588円

Q 後期高齢者医療保険料が、県内で統一された時期は。

A 後期高齢者医療制度は平成20年度から開始をされたが、離島の一部地域において、当初、保険料の違いがあった。現在は県内統一である。

●請願第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請についての請願【不採択】

Q 教職員は足りないのか。

A 現状、臨時的な教員などで体制はとられているが、今のうちにいろいろな制度を強化し、教員を育てていく体制をスタートしなければならぬ。これからの教員のことを考えれば十分ではなく足りない。(紹介議員答弁)

予算審査特別委員会

審査件数1件

審査に当たっては、まず常任委員会を単位とする各所管の分科会からの審査報告を行い、その後、総括質疑を行いました。

●第60号 平成31年度(令和元年)度)島原市一般会計補正予算(第2号)【可決】

予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2724万4千円を追加し、予算の総額を242億8906万7千円とするもの。



道路整備事業費該当箇所の一部(堀町縦線)

pick up (歳出)

財政調整基金積立金	1億3500万円
地域介護・福祉空間事業費補助金	3720万5千円
幼児教育・保育無償化実施円滑化等事業	1972万6千円
認可外保育施設等利用給付費	357万6千円
保育所等副食費助成事業費補助金	1890万円
新水産業経営力強化事業補助金	1000万円
道路整備事業費	4850万円
空き家等対策事業費	200万円
小中学校屋外トイレ改修事業	4700万2千円
スポーツ振興基金積立金	30万円

Q 財政調整基金を積み立てた場合の総額は幾らか。

A 今回の積立金と合わせて、平成31年度末の現在高の見込みは約7億1000万円となる予定。

Q 地域介護・福祉空間事業補助金について。

A 有料老人ホーム1事業所に対し、スプリングラー等の設備整備、また、グループホームなど7事業所に対し、緊急災害用の自家発電設備の整備について、全額国の補助を受けて助成をする。

Q 保育所関係経費の財源は。

A 幼児教育・保育の無償化の導入をするための事務経費であり、国から、全額、子ども子育て支援交付金で交付を受ける。

Q 認可外保育施設等利用給付費について。

A 認可外保育施設のほかに、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンター等を利用されている方の中で、保育の必要性がある対象者に対して補助をする。

Q 保育所等副食費助成事業費補助金について。

A 国が示す副食費4500円を対象者と試算した700人に6か月分補助するものである。(※)

Q 新水産業経営力強化事業について。

A ワカメ養殖漁業者1経営体が策定した経営計画に基づき、所得の向上を図るため、ワカメ加工の施設整備を行う。補助率は県が3分の1、市が6分の1である。

Q 市道路整備事業について

A 堀町縦線測量設計、安中中央道路線門内交差点改良工事の調査設計、浦田二丁目急傾斜地対策工事、安中中央道路線改良工事、柿の木町私道整備工事、安中中央道路線の用地費及び補償費である。

Q 現在、危険家屋はどのくらいあるのか。

A 8月31日現在で空き家が528軒、そのうち危険家屋が47軒である。空き家については、市で定期的調査を行っている。

Q 小・中学校施設整備費の工事内容について。

A 男女共用で老朽化が進んでいる小中学校の屋外トイレを、洋式化と併せて男女別のトイレに改修する。

Q スポーツ振興基金積立金の使途について。

A 有馬スポーツ賞の費用や全国・九州大会等に出場するための補助金として活用している。



懲罰特別委員会

審案件数2件

●松坂昌應議員による侮辱に対する処分要求【陳謝】

●松坂昌應議員に対する懲罰動議

【陳謝】

Q 懲罰動議処分要求が出された理由と経緯は。

A 地方自治法第133条で議会の会議または委員会において侮辱を受けた議員はこれを議会に訴えて処分することができると規定されている。有明の議員、あるいは総務委員会が侮辱を受けたということでのルールに従ってやっている。

委員の意見

・「やっぱり密室でやろう。総務委員会というテレビ放映のないところで決めてしまおうみたいなのが見えて仕方がない」との発言について、本人は発言の自由の範囲内だと言っている。委員会室が議場ほど公開されていないことから、密室であると断言しているわけではなく、この文脈から侮辱を受ける場面があるのかと思う。

・委員会でも密室であると断言している。しかし、委員会でも傍聴人は入っており、現実を見ると密室には

当てはまらない。市民に誤解を与える非常に重い問題である。

・本人は言論の自由の範囲内であると言っており、解釈の違いである。言葉だけを取り上げて懲罰委員会まで開かれるのはおかしいと思う。

・言論の自由はあるが、ある程度ルールと範囲がある。その範囲を逸脱して市民を困惑させる言葉が多く出たと思う。各議員、委員会、議会も侮辱された気がするし、懲罰を検討するに値する事柄である。

・あくまでも表現の自由の範囲と捉えており、科さなくてよい。

・これは本会議において、テレビ放映中の発言であり、聞いている市民の方々が誤解する。言論の自由とはいえ、品位、内容の正確性という部分について思慮が欠けており、何らかの処分をお願いしたい。

懲罰の種類は、

- ①公開の議場における戒告
- ②公開の議場における陳謝
- ③一定期間の出席停止
- ④除名

とありますが、審査の結果、両事件とも「②公開の議場における陳謝」の懲罰が賛成多数で可決されました。